

岩手県告示第 65 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定により、定置漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成 19 年 1 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 免許予定日 平成 19 年 4 月 27 日
- 2 申請期間 平成 19 年 1 月 26 日から平成 19 年 3 月 15 日まで
- 3 存続期間 免許の日から平成 21 年 2 月 28 日まで

公示番号 定第 324 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さば定置漁業	3 月 1 日から 11 月 15 日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（夏仁位達）

(3) 漁場の区域 次の基点第 833 号、ア、イ、ウ及び基点第 833 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 833 号 陸前高田市広田町字集地先沖青松島西端の標識

基点第 835 号 陸前高田市広田町字集広田崎西鼻西端の標識

方位標 陸前高田市広田町地先椿島灯台の中心

ア点 基点第 835 号から方位標を見通した線を基準として 36 度 30 分 1,370 メートルの点

イ点 基点第 835 号から方位標を見通した線を基準として 63 度 30 分 1,030 メートルの点

ウ点 基点第 835 号から方位標を見通した線を基準として 348 度 360 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町、小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年 4 月 10 日から 6 月 10 日までの期間中は、箱網の網目は 5.0 センチメートル（7 節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から 100 メートルの間において、垣網桁 5 メートルを海面下 2 メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。